

件名	首都圏中央連絡自動車道 入間川高架橋耐震補強工事				
----	--------------------------	--	--	--	--

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質 問 事 項	回答（発注者使用欄）
1	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書） ※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	競争参加要件 施工実績 同種工事 a) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における下部工の新設工事 ②道路橋における下部工の耐震補強工事 で、次に示す「主な工事内容」のいずれか	P C 3 径間連続方杖ラーメン箱桁橋の実績は、「①道路橋における下部工の新設工事」に含まれますでしょうか。（図面添付いたします。）	PC3径間連続方杖ラーメン箱桁橋の施工実績において、道路橋における下部工に該当する部分の施工が確認できる場合、同種工事a)①の実績を有しているものと判断いたします。 なお、技術資料作成説明書5. (1) 証明資料②において、『登録内容確認書』では、同種工事の施工実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種工事の施工実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを添付すること』としております。登録内容確認書のみで同種工事a)①の実績を証明できない場合は、上記に示す証明資料についても提出をお願いいたします。
2	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書） ※技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く	競争参加要件 施工実績 同種工事 a) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における下部工の新設工事 ②道路橋における下部工の耐震補強工事 で、次に示す「主な工事内容」のいずれか	P C 3 径間連続方杖ラーメン箱桁橋の実績は、「①道路橋における下部工の新設工事」に含まれますでしょうか。（コリンズ・図面添付いたします。） 9月7日付で質問していましたが、添付の図面が違っていたので、再度質問いたします。	PC3径間連続方杖ラーメン箱桁橋の施工実績において、道路橋における下部工に該当する部分の施工が確認できる場合、同種工事a)①の実績を有しているものと判断いたします。 なお、技術資料作成説明書5. (1) 証明資料②において、『登録内容確認書』では、同種工事の施工実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はコリンズに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種工事の施工実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを添付すること』としております。登録内容確認書のみで同種工事a)①の実績を証明できない場合は、上記に示す証明資料についても提出をお願いいたします。
3	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	「技術提案書作成にあたっての課題と着目点」（様式4）の作成にあたり、「様式－提案2」【技術提案】「3. 施工実績」の評価対象について	「様式－提案2」に記載された評価項目【技術提案】の「3. 施工実績」については、自社による施工実績のみが評価対象となりますか。または他社の施工実績も評価対象となりますか。 本質問は申請書提出（「技術提案書作成にあたっての課題と着目点」（様式4）の作成）に必要であり、「申請書等に関する質問」（質問書A）として提出させていただきます。	他社の施工実績も評価対象となります。
4	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	技術評価項目及び技術評価基準 評価項目 【提案1】	様式4【技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）】を作成するにあたり、評価項目【提案1】「上部工補強（吊材補強）において、削孔に伴う既設鋼部材への影響を最小限に抑制するための技術提案」の提案範囲は、設計図 牛沢橋 補強構造図、吊材C1補強図（15/429）～ 吊材C9補強図（23/429）が対象であり、外側補剛桁補強、中縦桁補強、端横桁補強は、評価項目【提案1】の対象外と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	その通りお考え下さい。
5	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	技術評価項目及び技術評価基準 評価項目 【提案2】	様式4【技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）】を作成するにあたり、評価項目【提案2】「コンクリートの材料分離に伴う初期欠陥の抑制に関する技術提案」において、P8～P19（一部上下線）の15橋脚及びP45～P46（上下線）の4橋脚は、橋脚上部が梁構造となっており、橋軸方向の面の天端空間が狭いため、コンクリート打込み・締固めが不可能です。これは、契約後の設計変更協議の対象及び技術提案の範囲外と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	打込み及び締固めは施工可能と考えておりますので、技術提案の範囲内としてご検討ください。 また、契約後の設計変更協議については、条件変更等により、監督員が必要と認めた場合、設計変更できるものとお考えください。

件名	首都圏中央連絡自動車道 入間川高架橋耐震補強工事
----	--------------------------

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質 問 事 項	回答（発注者使用欄）
6	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	技術評価項目及び技術評価基準 評価項目 【提案2】	様式4【技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）】を作成するにあたり、評価項目【提案2】「コンクリートの材料分離に伴う初期欠陥の抑制に関する技術提案」の提案範囲は、橋脚RC巻立て工 62橋脚、緑端拡幅工 18箇所が対象と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	その通りお考え下さい。
7	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	技術評価項目及び技術評価基準 評価項目 【提案3】	様式4【技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）】を作成するにあたり、評価項目【提案3】「入間川高架橋P16～P19橋脚（構造物掘削～RC巻立補強）を非出水期間内で確実に施工を完了させるための技術提案」において、P16橋脚から土取場及び自工区外盛土場（首都圏中央連絡自動車道 坂戸高架橋下ヤード）までの運搬ルートをご教示願います。	運搬路は、貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
8	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	技術評価項目及び技術評価基準 評価項目 【提案3】	様式4【技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）】を作成するにあたり、評価項目【提案3】「入間川高架橋P16～P19橋脚（構造物掘削～RC巻立補強）を非出水期間内で確実に施工を完了させるための技術提案」において、国道299号線バイパスもしくは主要道路からP16～P19橋脚まで資機材を運搬するための各橋脚の工事用進入路をご教示願います。	各橋脚への進入路は、貴社の施工計画に基づきお考え下さい。
9	質問書A(申請書等に関する質問)	技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）（段階的選抜方式対象工事の場合）	技術評価項目及び技術評価基準	様式4【技術提案書作成にあたっての課題と着目点（一次審査）】を作成するにあたり、P16～P18橋脚の構造物掘削特殊部における土留め工の仕様および施工方法の変更についての技術提案は可能でしょうか。ご教示願います。	土留め工の仕様及び施工方法の変更は、技術提案の対象としておりません。